

協議第 2 3 号

各種事務事業（環境衛生関係）の取扱いについて

各種事務事業（環境衛生関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 1 5 年 5 月 2 3 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会  
会長 伊藤宏太郎

記

<p>各種事務事業（環境衛生関係）の取扱いについて</p> <p>一般家庭用ごみ袋配付</p> <p>1 一般家庭用指定ごみ袋等の無償配付基準については、次の内容で調整する。ただし、合併する年度は旧市町の例による。なお、新市移行後の転入世帯等への指定ごみ袋等の無償配付については、合併時に配付基準を統一する。</p> <p>(1) 可燃ごみ袋は、1世帯大110枚とする。ただし、5人以上の世帯は、希望により30枚追加して配付する。</p> <p>(2) 不燃ごみ袋は、1世帯大20枚とする。</p> <p>(3) 粗大ごみ処理券は、1世帯10枚とする。</p> <p>2 指定ごみ袋等の配付手数料等の取扱いは、新市移行後速やかに東予市及び丹原町の例により調整する。</p> <p>ごみの収集</p> <p>ごみの収集については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。ただし、不燃ごみ及び粗大ごみの収集回数については、新市移行後速やかに調整する。</p>
--

各種事務事業（環境衛生関係）の取扱いについて

環境美化事業

一斉清掃等の方法・日程については、現行のまま新市に引き継ぐ。

最終処分場

- 1 最終処分場の管理運営については、管理型・安定型ごとに合併時に調整する。
- 2 各最終処分場の搬入範囲は、合併時に新市に拡大する。
- 3 最終処分場は、新市移行後、一般廃棄物処理基本計画を策定し、道前クリーンセンター等の焼却灰の処理を含め、最終処分場の整備を検討する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料（各種事務事業(環境衛生関係)の取扱い総括表）

協議項目	各種事務事業（環境衛生関係）の取扱い	細項目	環境衛生関係		
事務事業名	環境衛生関係事業	専門部会名	環境部会	分科会名	環境分科会
項目	調整方針				
一般家庭用ごみ袋配付	<p>1 一般家庭用指定ごみ袋等の無償配付基準については、次の内容で調整する。ただし、合併する年度は旧市町の例による。          なお、新市移行後の転入世帯等への指定ごみ袋等の無償配付については、合併時に配付基準を統一する。          (1) 可燃ごみ袋は、1世帯大110枚とする。ただし、5人以上の世帯は、希望により30枚追加して配付する。          (2) 不燃ごみ袋は、1世帯大20枚とする。          (3) 粗大ごみ処理券は、1世帯10枚とする。</p> <p>2 指定ごみ袋等の配付手数料等の取扱いは、新市移行後速やかに東予市及び丹原町の例により調整する。          調整方針説明資料（P. 4 3 参照）</p>				
ごみの収集	<p>ごみの収集については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。          ただし、不燃ごみ及び粗大ごみの収集回数については、新市移行後速やかに調整する。          調整方針説明資料（P. 4 4 参照）</p>				
環境美化事業	<p>一斉清掃等の方法・日程については、現行のまま新市に引き継ぐ。          調整方針説明資料（P. 4 5 参照）</p>				
最終処分場	<p>1 最終処分場の管理運営については、管理型・安定型ごとに合併時に調整する。          2 各最終処分場の搬入範囲は、合併時に新市に拡大する。          3 最終処分場は、新市移行後、一般廃棄物処理基本計画を策定し、道前クリーンセンター等の焼却灰の処理を含め、最終処分場の整備を検討する。          調整方針説明資料（P. 4 6 参照）</p>				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（環境衛生関係）の取扱い		細項目	環境衛生関係	
事務事業名	一般家庭用ごみ袋配付		専門部会名	環境部会	分科会名 環境分科会
調整方針	<p>1 一般家庭用指定ごみ袋等の無償配付基準については、次の内容で調整する。ただし、合併する年度は旧市町の例による。          なお、新市移行後の転入世帯等への指定ごみ袋等の無償配付については、合併時に配付基準を統一する。          (1) 可燃ごみ袋は、1世帯大110枚とする。ただし、5人以上の世帯は、希望により30枚追加して配付する。          (2) 不燃ごみ袋は、1世帯大20枚とする。          (3) 粗大ごみ処理券は、1世帯10枚とする。</p> <p>2 指定ごみ袋等の配付手数料等の取扱いは、新市移行後速やかに東予市及び丹原町の例により調整する。</p>				
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町		
<p>1 指定ごみ袋等の無償配付基準</p> <p>可燃ごみ袋</p> <p>1・2人世帯 大30枚 中30枚(3月) 大20枚 中30枚(8月)</p> <p>3・4人世帯 大60枚(3月)大50枚(8月)</p> <p>5人以上世帯 大70枚(3月)大60枚(8月)</p> <p>不燃ごみ袋(3月のみ) 一律 中20枚</p> <p>粗大ごみ処理券(3月のみ) 一律 10枚</p> <p>ごみカレンダー 一律 1枚</p> <p>その他 戸別配付用手提げ袋</p> <p>自治会管理用ごみ袋</p> <p>可燃ごみ袋(2回に分けて) 大60枚</p> <p>不燃ごみ袋(3月のみ) 中30枚</p> <p>送付先が班別の所は、可燃20枚・不燃10枚</p>	<p>1 指定ごみ袋等の無償配付基準</p> <p>可燃ごみ袋 一律 大110枚</p> <p>不燃ごみ袋 一律 大 30枚 (追加配付希望者へ20枚追加配付できる。)</p> <p>粗大ごみ処理券 一律 10枚</p> <p>ごみカレンダー バンフ(4年に1回程度)</p> <p>その他 特になし</p> <p>自治会管理用ごみ袋 1世帯分配付。</p>	<p>1 指定ごみ袋等の無償配付基準</p> <p>可燃ごみ袋 一律 大110枚</p> <p>不燃ごみ袋 一律 中 30枚 (追加配付希望者へ20枚追加配付できる。)</p> <p>粗大ごみ処理券 一律 10枚</p> <p>ごみカレンダー 健康カレンダーの中に記載</p> <p>その他 特になし</p> <p>自治会管理用ごみ袋 各集会所に、可燃大50枚、不燃中30枚、粗大30枚配付。</p>	<p>1 指定ごみ袋等の無償配付基準</p> <p>可燃ごみ袋</p> <p>1・2人世帯 大 50枚 中 60枚</p> <p>3~5人世帯 大110枚</p> <p>6人以上世帯 大140枚</p> <p>不燃ごみ袋</p> <p>1・2人世帯 中 20枚</p> <p>3~5人世帯 大 20枚</p> <p>6人以上世帯 大 20枚</p> <p>粗大ごみ処理券 一律 8枚</p> <p>ごみカレンダー 各世帯 1枚</p> <p>その他 分別収集チラシ各世帯 1枚 家庭ごみの正しい出し方各世帯1枚</p> <p>自治会管理用ごみ袋等 可燃110枚 不燃 20枚</p>	<p>指定ごみ袋等の無償配付基準が異なる。</p>	<p>一般家庭用指定ごみ袋等の無償配付基準については、次の内容で調整する。ただし、合併する年度は旧市町の例による。          なお、新市移行後の転入世帯等への指定ごみ袋等の無償配付については、合併時に配付基準を統一する。          (1)可燃ごみ袋は、1世帯当たり大110枚とする。ただし、5人以上の世帯は、希望により30枚追加して配付する。          (2)不燃ごみ袋は、1世帯当たり大20枚とする。          (3)粗大ごみ処理券は、1世帯当たり10枚とする。</p>
<p>2 配付手数料</p> <p>自治会への謝礼(指定袋1枚当2円)</p>	<p>2 配付手数料等</p> <p>連合自治会へごみ袋配付謝礼(一世帯100円)</p>	<p>2 配付手数料等</p> <p>自治会等への委託料(一世帯100円)</p>	<p>2 配付手数料等</p> <p>自治会等への謝礼金 なし</p>	<p>指定ごみ袋等の配付手数料等の取り扱いが異なる。</p>	<p>指定ごみ袋等の配付手数料等の取扱いは、東予市及び丹原町の例により、新市移行後速やかに調整する。</p>

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（環境衛生関係）の取扱い			細項目	環境衛生関係	
事務事業名	ごみの収集			専門部会名	環境部会	分科会名 環境分科会
調整方針	ごみの収集については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ただし、不燃ごみ及び粗大ごみの収集回数については、新市移行後速やかに調整する。					
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>【ごみの収集状況】（平成14年3月31日現在）</p> <p>対象世帯・人員 23,080世帯・59,219人 対象地区 市内全域 収集率 100% 収集体制 委託 収集方式 ステーション方式</p> <p>【ごみの収集方法】 委託収集</p> <p>収集回数（ステーション数・H13収集量） 可燃ごみ 週2回（849箇所・11,693t） 不燃ごみ 週1回（694箇所・1,021t） 山間部 月2回（68箇所） 粗大ごみ（廃乾電池） 月1回（784箇所・523t） びん・ペットボトル 月1回（793箇所・1,405t） 古紙 月1回</p>	<p>【ごみの収集状況】（平成14年3月31日現在）</p> <p>対象世帯・人員 12,891世帯・33,738人 対象地区 市内全域 収集率 100% 収集体制 委託 収集方式 ステーション方式</p> <p>【ごみの収集方法】 委託収集</p> <p>収集回数（ステーション数・H13収集量） 可燃ごみ 週2回（約550箇所・6,635t） 山間部 週1回（1箇所） 不燃ごみ（廃乾電池） 週1回（約500箇所・948t） 粗大ごみ 月2回（12箇所・212t） 古紙、びん・ペットボトル 月1回（94箇所・769t）</p>	<p>【ごみの収集状況】（平成14年3月31日現在）</p> <p>対象世帯・人員 4,763世帯・13,711人 対象地区 町内全域 収集率 100% 収集体制 委託 収集方式 ステーション方式</p> <p>【ごみの収集方法】 委託収集</p> <p>収集回数（ステーション数・H13収集量） 可燃ごみ 週2回（230箇所・2,303t） 不燃ごみ 週1回（75箇所・287t） 山間部 月1回（10箇所） 粗大ごみ（廃乾電池） 月1回（51箇所・90t） びん・ペットボトル 月1回（54箇所・63t） 古紙 月1回</p>	<p>【ごみの収集状況】（平成14年3月31日現在）</p> <p>対象世帯・人員 3,734世帯・10,168人 対象地区 町内全域（山間部を除く。） 収集率 100% 収集体制 委託 収集方式 ステーション方式</p> <p>【ごみの収集方法】 委託収集</p> <p>収集回数（ステーション数・H13収集量） 可燃ごみ 週2回（119箇所・2,606t） 不燃ごみ（廃乾電池） 月2回（119箇所・299t） 粗大ごみ 月1回（119箇所・63t） びん・ペットボトル 月1回（28箇所・48t） 古紙 月1回（28箇所・235t）</p>	<p>不燃ごみ、粗大ごみの 収集回数が異なる。</p>	<p>ごみの収集については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。ただし、不燃ごみ及び粗大ごみの収集回数については、新市移行後速やかに調整する。</p>	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（環境衛生関係）の取扱い			細項目	環境衛生関係	
事務事業名	環境美化事業			専門部会名	環境部会	分科会名 環境分科会
調整方針	一斉清掃等の方法・日程については、現行のまま新市に引き継ぐ。					
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>【目的】 全市的に環境美化を目指す目的で実施する。</p> <p>【事業概要】 春期一斉清掃（実施時期5月中旬～6月下旬） 飯岡、大町、神戸、橘校区は、連合自治会活動として実施し、玉津、西条、神拝、禎瑞、氷見校区は、単位自治会活動として実施。主に水路等の清掃。</p> <p>秋期一斉清掃（実施時期9月中旬～10月上旬） 飯岡、大町、神戸、橘、氷見校区は、連合自治会活動として実施し、玉津、西条、神拝、禎瑞校区及び山間部は、単位自治会活動として実施。主に河川堤防等の草刈。</p> <p>水質保全区域の河川一斉清掃 （実施時期、原則として7月の第1日曜日） 市が主催し、市民及び企業にも参加を呼びかけ平成6年度から実施。参加者 約1,800人</p> <p>ボランティア清掃 海岸、河川、道路沿いのごみ収集活動。 収集運搬は市がおこなう。</p> <p>市の対応 参加者に係る傷害保険への加入。 清掃用品等の支給及び貸し出し。 ごみの収集及び処理。 参加報償（連合自治会等への報償、河川一斉清掃参加者への記念品等）</p>	<p>【目的】 市内の環境美化に努める。</p> <p>【事業概要】 春期一斉清掃（実施時期4月中旬～5月中旬） 連合自治会活動として実施。 水路、公園等公共場所の清掃。</p> <p>秋期一斉清掃（実施時期9月） 連合自治会活動として実施。 水路、公園等の清掃。</p> <p>ボランティア清掃 海岸、土手及び道路沿いのごみ拾い活動。 リフレッシュ瀬戸内 ごみ袋支給、処理費用市負担。 大明神川土手ボランティア清掃等 ごみ袋支給、処理費用市負担。 クリーン愛媛運動 ごみ袋支給、処理費用市負担。</p> <p>市の対応 連合自治会に一斉清掃実施に係る補助金を交付。</p>	<p>【目的】 生活環境を清潔にすることにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって町民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。</p> <p>【事業概要】 一斉清掃（実施時期5月～7月） 公民館単位で実施。 水路、公園等公共場所の清掃。</p> <p>ボランティア清掃 道路、河川のごみ拾い。 小・中学校（7校） 公民館（4地区） クリーン愛媛期間中</p> <p>町の対応 ごみ袋支給。</p>	<p>【目的】 全町的に清掃活動を通じて、環境美化意識の高揚を図ることを目的とする。</p> <p>【事業概要】 クリーンデー こまつクリーンデー 毎年7月第3日曜日をクリーンデーと位置付け、自治会単位でボランティア清掃活動。（公共施設、公衆道路等）収集したゴミは自治会がクリーンセンター及び最終処分場へ搬入。 ゴミ袋及び処理費用は町負担。実施自治会にゴミ運搬謝礼として報償費5000円を支給。</p> <p>ボランティア清掃 河川、公衆道路、公共施設等のごみ収集活動。 収集運搬は実施ボランティア団体。</p> <p>町の対応 ゴミ袋及び処理費用は町負担。 ゴミ収集運搬は実施団体。</p>	<p>清掃方法、清掃日程が異なる。</p>	<p>一斉清掃等の方法・日程については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p>	

## 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（環境衛生関係）の取扱い	細項目	環境衛生関係		
事務事業名	最終処分場	専門部会名	環境部会	分科会名	環境分科会
調整方針	1 最終処分場の管理運営については、管理型・安定型ごとに合併時に調整する。 2 各最終処分場の搬入範囲は、合併時に新市に拡大する。 3 最終処分場は、新市移行後、一般廃棄物処理基本計画を策定し、道前クリーンセンター等の焼却灰の処理を含め、最終処分場の整備を検討する。				
事務事業の現況			課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町		
<p>【所在地】 西条市船屋乙16外                      【形態】 安定型                      【搬入物】 一般家庭から排出される瓦、コンクリート破片、壁土、ブロック、土砂等                      【面積】 47,567㎡（埋立面積 5,600㎡）                      【容量】 20,545㎡（残容量 約3,500㎡）（13年度埋立量・・・980t）                      【年間受入量】 制限なし                      【搬入日】 火・木・土曜日、毎月第1日曜日</p> <p>【事務手順】 生活環境課窓口にて申請、搬入許可証交付。</p> <p>【管理形態】 管理 シルバー人材センターに委託。（火・木・土と毎月第1日曜日、午前9時～午後4時30分） その他臨時的対応は職員が行う。 場内整備 年5回～6回の整地作業を実施。除草作業は、通路は管理人が、場内及び法面については人夫賃で対応。 水質検査 一般項目 年4回（業者委託） 重金属等 年1回（業者委託） ダイオキシン類 なし</p> <p>【処分場の受入残余年数(予測)】 約3.5年</p> <p>【処分場整備計画】 船屋不燃物捨場の下流部に、新しい処分場整備のため用地取得を目指している。</p>	<p>【所在地】 東予市河之内甲32-1                      【形態】 管理型                      【搬入物】 一般家庭から排出される瓦、コンクリート破片、壁土、ブロック、土砂等                      【面積】 23,591㎡（埋立面積 13,600㎡）                      【容量】 70,000㎡（残容量 約50,000㎡）（13年度埋立量・・・5380t）                      【年間受入量】 一家庭 年間4tまで                      【搬入日】 火、木、日曜日</p> <p>【事務手順】 生活環境課窓口にて申請、搬入許可書交付。 搬入される廃棄物を管理人が検査し、搬入させる。 計量後処分場で料金を徴収。</p> <p>【管理形態】 管理 嘱託職員1名、シルバー人材センター1名（2名の交代）委託。（火、木、日、9時から16時まで） 月、水はシルバー人材センター1名（2名の交代）委託。 浸出水の処理施設の運転管理を業者に委託している。 場内整備 埋立整地作業は年5～6回重機を借り上げて行なう。除草作業については管理人が行う。 水質検査 一般項目 月2回（分析センター） 重金属等 年2回（分析センター） ダイオキシン類 年1回（業者委託）</p> <p>【処分場の受入残余年数(予測)】 約6年</p> <p>【処分場整備計画】 なし</p>	<p>【所在地】 丹原町大字鞍瀬辛566                      【形態】 管理型                      【搬入物】 一般家庭から排出される瓦、コンクリート破片、ブロック等                      【面積】 9,257㎡（埋立面積 4,600㎡）                      【容量】 16,000㎡（残容量 約13,000㎡）（13年度埋立量・・・250t）                      【年間受入量】 一家庭 年間2t車3台まで                      【搬入日】 木、日曜日</p> <p>【事務手順】 保健福祉課で許可書を受け、処分場へ搬入する。 搬入される廃棄物を管理人が検査し、投棄させる。 計量後処分場で料金を徴収。</p> <p>【管理形態】 管理 個人と委託契約。（木・日、午前8時30～午後5時） 浸出水の処理施設の運転管理を業者に委託している。 水質検査(適宜) 一般項目 月1回（分析センター） 重金属等 年1回（業者委託） ダイオキシン類 年1回（業者委託）</p> <p>【処分場の受入残余年数(予測)】 約25年</p> <p>【処分場整備計画】 なし</p>	<p>【所在地】 小松町新屋敷乙26                      【形態】 安定型                      【搬入物】 一般家庭から排出される瓦、コンクリート破片、壁土、ブロック等                      【面積】 8,251㎡（埋立面積 8,251㎡）                      【容量】 22,269㎡（残容量・・・3,887㎡）（13年度埋立量・・・500t）                      【年間受入量】 一家庭 年間6tまで                      【搬入日】 水、日曜日</p> <p>【事務手順】 住民環境課窓口にて申請、搬入許可証交付。 搬入された廃棄物は管理人が検査して投棄させる。 搬入量を管理人が確認し納付金額を示し、それを担当課へ持参し納付書作成後出納室へ納付。</p> <p>【管理形態】 管理 個人と委託契約。（水・日、午前8時30～午後5時） 場内整備 年に数回場内整地。 また除草作業については適宜実施。 水質検査(年1回実施) 一般項目 年2回（分析センター） 重金属等 年1回（業者委託） ダイオキシン類 年1回（業者委託）</p> <p>【処分場の受入残余年数(予測)】 約6年</p> <p>【処分場整備計画】 管理型最終処分場の新設を目指し愛媛県と協議を重ねたが認められず、県の指導も有り延命対策を実施中。10%未満の軽微な増量を計画中。</p>	<p>最終処分場の管理運営形態が異なる。 管理型（東予市・丹原町） 安定型（西条市・小松町）</p> <p>処分場の搬入可能範囲が市、町ごとに限定されている。</p> <p>受入残余年数が短いのは、西条市、東予市、小松町。</p>	<p>最終処分場の管理運営については管理型、安定型ごとに合併時に調整する。</p> <p>各最終処分場の搬入範囲は、合併時に新市に拡大する。</p> <p>最終処分場は、新市移行後、一般廃棄物処理基本計画を策定し、道前クリーンセンター等の焼却灰の処理を含め、最終処分場の整備を検討する。</p>

## 先例地の事例

### 〔周南市〕

#### 環境衛生、環境保全事業

##### (1) し尿収集

徳山市の例により調整する。ただし、熊毛町の収集方法は、当面現行のとおりとする。

##### (2) ごみ収集

新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

##### (3) 指定ごみ袋

新市に移行後、速やかに調整する。

### 〔西東京市〕

	事務事業名	調整方針
生活環境関係	ごみゼロキャンペーン(運動)市内一斉清掃事業に関する事	合併後も現行の内容を統一して実施する。
	ごみ・資源物収集に関する事	当面、現行の内容を継続して実施する。ただし、収集区域、収集日、分別方法等については、新市に移行後基本方針を定める。
	廃棄物減量等推進員(ごみ集積所協力員)に関する事	当面、現行の内容を継続して実施するが、新市において、速やかに新たなシステムを検討する。
	衛生協力会に関する事	当面、現行の内容を継続して実施するが、新市において、速やかに新たなシステムを検討する。
	リサイクルショップに関する事	合併後も現行の内容を統一して実施する。
	リサイクルフェアに関する事	合併後も現行の内容を統一して実施する。
	集団回収に関する事	合併後も現行の内容を統一して実施する。
	廃油回収に関する事	合併後も現行の内容を統一して実施する。

### 〔静岡市・清水市合併協議会〕

#### 清掃事業の取扱い

市民生活に支障を来さないことを基本に、新市において再編する。

(1) ごみ処理事業については、ごみの減量化・資源化を推進するとともに、収集方法等を新市において再編する。

(2) し尿処理事業については、収集体制は当面現行のとおりとする。

なお、収集料金については、合併後速やかに、統一に向け調整するものとする。

### 〔南アルプス市〕

#### 廃棄物・し尿処理の取扱い

廃棄物・し尿処理の取扱いについては、当面現行のまま移行することとし、廃棄物処理については、合併後新市において、可能な限り速やかに一本化及び施設整備等についての検討を進める。また、住民参加を図る中で、新市の一般廃棄物処理計画を策定し、適切な収集業務を行う。

### 〔東かがわ市〕

#### 保健衛生関係事業の取扱い

(1)(2)(3)(4)省略

(5) 可燃ごみの処理については、現行のとおりとする。

(6) 不燃ごみの処理については、次のとおり調整する。収集方法は、業者委託とし、収集場所については、ステーション収集及び持ち込みとする。収集頻度については、毎月2回とし、処理方法は、香川県東部清掃施設組合へ搬入し、手数料は、無料とする。ただし、持ち込みについては、有料とする。

(7) 粗大ごみの処理については、合併時に次のとおり統一する。収集方法は、原則として持ち込みとし、個別収集も実施する。収集場所については、指定の場所とし、収集頻度は、随時とする。個別収集については、希望する世帯において1世帯1年に1回実施する。収集制限は、1回200kg以内とする。

(8) 資源化ごみの処理については、合併時に次のとおり統一する。収集方法は、業者委託とし、収集場所については、ステーション収集及び持ち込みとする。収集頻度については、毎月2回とし、処理方法は、業者委託により再生し、手数料は無料とする。ただし、持ち込みについては、有料とする。

(9) ごみを収集しない日については、引田町の例により香川県東部清掃施設組合の受入日を考慮のうえ調整し、合併時に統一する。

(10) 収集しないごみについては、引田町の例により調整し、合併時に統一する。

(11) 以下省略



〔南宇和合併協議会〕

環境業務については、現行のまま新町に引き継ぐものとする。

- ( 1 ) 公営墓地については、現行のまま新町に引き継ぐものとする。
- ( 2 ) 環境衛生業務・ごみの不法投棄防止及び回収事業については、新たに制度を設けるものとする。
- ( 3 ) 道路・河川等清掃活動・公共河川水等水質検査については、新町に移行後、速やかに調整するものとする。

〔員弁地区町合併協議会〕

環境対策事業

- 1 ごみの資源化については、当面現行どおりとするが、統一に向けて調整する。
- 2 ごみの収集については、当面現行の収集体制を維持し、統一に向けて調整する。
- 3 生ごみ処理機購入費補助については、コンポストは員弁町、電気式生ごみ処理機は藤原町の制度に統一する。
- 4 不法投棄廃棄物回収補助事業について、現行の事業は存続とする。
- 5 一般廃棄物集積場整備事業助成については、制度を廃止し新市において整備する。維持管理については、現行のとおりとする。
- 6 環境審議会については、新市において新たに組織す